

株主各位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役会長 瓜生 道明

## 第95回定時株主総会インターネット開示事項の一部修正について

当社「第95期法令及び定款に基づくインターネット開示事項」の記載事項の一部に修正すべき箇所がありましたので、お詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。（修正箇所には下線を付しております）

記

### 【修正箇所】

1 第95期法令及び定款に基づくインターネット開示事項 14ページ

連結注記表

〔重要な後発事象に関する注記〕

2 法的分離に伴う吸収分割契約締結

(6) 実施する会計処理の概要

(修正前)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

(修正後)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

2 第95期法令及び定款に基づくインターネット開示事項 24ページ

個別注記表

〔重要な後発事象に関する注記〕

2 法的分離に伴う吸収分割契約締結

(6) 実施する会計処理の概要

(修正前)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

(修正後)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

以上